



号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「き損し」を「毀損し」に改める。

別記第一号様式中「㊦」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記第二号様式中「㊦」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記第三号様式中「㊦」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記第四号様式中「㊦」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記第五号様式中「㊦」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。

附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

千葉県東葛テクノプラザ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十六号

千葉県東葛テクノプラザ管理規則の一部を改正する規則

千葉県東葛テクノプラザ管理規則(平成十年千葉県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第七号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同様式の注1を同様式の注とする。

別記第九号様式中「㊦」を削り、同様式の注2を削り、同様式の注1を同様式の注とする。

別記第十号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第十二号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

千葉県かずさインキュベーション・センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十七号

千葉県かずさインキュベーション・センター管理規則の一部を改正する規則

千葉県かずさインキュベーション・センター管理規則(平成十年千葉県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第五号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第七号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

千葉県産業支援技術研究所使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十八号

千葉県産業支援技術研究所使用規則の一部を改正する規則

千葉県産業支援技術研究所使用規則(平成十五年千葉県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(その一)中「㊦」を削り、同様式(その一)の備考1を削り、同様式(その一)の備考2を同様式(その一)の備考とし、同様式(その二)中「㊦」を削り、同様式(その二)の備考を削る。

別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

別記第四号様式中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

千葉県かずさアカデミアホール管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十九号

千葉県かずさアカデミアホール管理規則の一部を改正する規則

千葉県かずさアカデミアホール管理規則(平成八年千葉県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、記入上のご注意1を削り、記入上のご注意2を記入上のご注意1とし、記入上のご注意3を記入上のご注意2とする。

別記第三号様式中「㊦」を削り、記入上のご注意1を削り、記入上のご注意2を記入上のご注意1とし、記入上のご注意3から記入上のご注意5までを一つづつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

千葉県不動産鑑定業者登録申請に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第五十号

千葉県不動産鑑定業者登録申請に関する取扱規則の一部を改正する規則

千葉県不動産鑑定業者登録申請に関する取扱規則(昭和四十年千葉県規則第三号)の一部を次のように改正する。  
別記様式中「㊸」を削る。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十八日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第十二号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則(昭和二十九年千葉県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

「このとおり(精算)請求します。」
年 月 日
請求者 (精算者)
年 月 日 受領 ㊸

「このとおり(精算)請求します。」
年 月 日
請求者 (精算者)
「このとおり受領しました。」
年 月 日

を

に改め

別記第三号様式中

「このとおり請求します。」
年 月 日
請求者
年 月 日 受領 ㊸

を

「このとおり請求します。」

年 月 日

請求者

「このとおり受領しました。」

年 月 日

に改める。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十八日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第十三号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和三十三年千葉県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式(表)中「㊸」を削り、同様式(裏)中「藤田由巳」を「藤田由」に、

「条例第11条及び同条に基づき通勤手当に関する規則の規定に従い、上記の通り確認し決定する。」
年 月 日
職 氏名
取 扱 氏 名
取 扱 氏 名
取 扱 氏 名
取 扱 氏 名
取 扱 氏 名

を

「条例第11条及び同条に基づき通勤手当に関する規則の規定に従い、上記のとおりに確認し決定する。」

年 月 日 職 氏名

に改

める。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十八日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第十四号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則(昭和四十一年千葉県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第二号第一号)」に改め、「㊸」を削る。

別記第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第二号第二号)」に改める。